



まんのう 農業委員会だより

第7号
平成25年3月1日発行



◆◆ 編集／発行 ◆◆

まんのう町農業委員会（まんのう町役場産業経済課内）
まんのう町吉野下430番地 TEL0877-73-0105

「地区担当の農業委員」が あなたのご相談に応じます。



あなたの住んでいる地区を担当している
農業委員が、農家相談に応じたり、農地パトロールによる
農地の監視活動、農地の利用・利権関係の調整・
あっせん、農業・農政に関する情報提供などを行っています。



☆農地を購入したい、
売却したい…

☆農地を借りたい、
貸したい…

☆農作業を引き受けたい、
誰かにやって
もらいたい…

☆各種政策支援制度
について知りたい…

まずは地元の農業委員までお気軽にご相談ください。

	氏 名	担 当 地 区	電話番号
琴南地区	澤 田 悟	川東(堀田・前の川) 勝浦(全域・西谷) 中通(名頃)	84-2768
	兼 若 順 二	川東(明神・東谷・川奥)	84-2259
	谷 井 廣	川東(堀田・前の川・明神・東谷・川奥を除く) 中通(名頃を除く)	84-2061
	山 下 博 史	造田(上所・下所・盛下・仲空・中央・錦町・栄町 三本松・旭町・盛上・風の丘・旭風会・共栄会)	85-2025
	木 村 敏 和	造田(荒神・天川・梅木・岡の峯・備中地・城山 木の下・梶洲・更正・桜団地・城山ハイツ)	85-2069
満濃地区	曾我部 宗男	炭所西(常包・片岡)	79-3461
	小 野 隆	炭所西(江畑・塩田・平野・大向)	79-2495
	増 田 邦 夫	炭所東	79-2692
	鈴木 多計士	長尾	79-2798
	藤 井 清	吉野(鐘場・中大宮・北原・中村・八幡・場正)	79-2354
	秦 守	吉野(宮東・野津郷・木ノ崎・旭東・光元)	79-3441
	小 亀 重 喜	吉野(桶樋・五毛・高屋原)	79-2779
	山 内 政 美	真野 神野	73-3810
	今 田 義 則	岸上 五條	73-3305
	中 浦 優	吉野下	73-5029
	鉄 川 武 夫	吉野下	73-5164
	亀 田 安 信	四條	73-5258
	横 田 哲 夫	西高篠 公文 羽間(羽間上)	73-2385
	橋 塚 弘	東高篠 羽間(羽間下)	73-4470
仲南地区	久 本 信 次	七箇(春日・久保・本目) 塩入	77-2730
	山 下 強	七箇(小池・福良見・照井)	78-3131
	尾 畚 石 根	佐文 宮田	73-5559
	白 川 一 行	佐文 宮田	73-5981
	森 近 明 夫	新目 山脇 追上	77-2953
	田 岡 英 則	帆山 後山 大口	77-2378
	大 西 秀 司	生間 買田	73-5419
	道 久 貞 雄	生間 買田	73-4810

農地を転用する場合は、農地法の手続きを！

農地を転用する場合には、農地法の許可が必要です。農業者をはじめ、開発などに携わる人も農地転用許可制度を正しく理解して、法令遵守に努めましょう。

農地転用ってなに？

農地を住宅や工場等の建物敷地、資材置場、駐車場、道水路、山林など農地以外の用地に転換することです。なお、一時的に資材置場や砂利採取場などに利用する場合も転用となります。

許可申請の手続はどうすればいいの？

農業委員会に許可申請書を提出してください。

農業委員会での審査の後、香川県知事に進達され、農地転用許可基準に基づき、申請に対する許可が決定されます。許可となれば、香川県知事から許可書が発行され、農業委員会を経由して申請者に交付されますので、この許可書をもらったうえで工事に着手するようにしましょう。



**農地を守り、有効利用するために
農地の無断転用をなくそう！**



- 農地は大切な食料の供給基盤です。
- 一度、農地以外に転用されると元に戻すことはきわめて難しいことから、無秩序な転用による農業環境の悪化を防止し、秩序ある土地利用に努める必要があります。
- 平成21年12月からの新たな農地制度では、病院や学校などの公共転用も許可対象とされたほか、違反転用の罰則が強化されるなど、農地転用規制の厳格化が図られています。

事 項	罰 則 内 容
違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)

- なお、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づく農用地区域内にある農地については、農地転用許可申請に先立ち、農用地区域から除外しておく必要があります。農用地利用計画変更申出書を町長に提出して行いますが、除外の可否については県と協議して判断されます。同申出書の受付時期については、農業振興地域制度を担当する産業経済課（農業委員会）に相談してください。

まんのう町賃借料情報

平成24年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっております。

なお、この賃借料情報は、実勢の集計値であり、拘束力はありませんので、契約の際には、貸し手と借り手がよく話し合った上で賃借料を決めてください。

平成25年2月1日

まんのう町農業委員会

締結（公告）された地域名		平均額	最高額	最低額	データ数	備 考
旧琴南町	田	8,800円	14,000円	3,000円	34	使用貸借 28
	畑	円	円	円	3	使用貸借 15
旧満濃町	田	6,500円	10,800円	3,000円	183	使用貸借 517
	畑	円	円	円	1	使用貸借 5
旧仲南町	田	7,500円	12,000円	3,000円	93	使用貸借 118
	畑	8,500円	10,000円	3,000円	22	使用貸借 41
（参考） まんのう町平均	田	7,100円	円	円	310	使用貸借 663
	畑	円	円	円	26	使用貸借 61

- データ数は、集計に用いた筆数です。（平均値の170%を超えるもの及び30%未満のものは除いている。）
- 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- 備考は使用貸借（賃借料が無償）のデータ数を表示しています。
- データ数が5筆に満たない場合は、表示していません。
- 「（参考）まんのう町平均」の平均額は、各区分の平均値をデータ数により加重平均した値です。

全国農業新聞購読のご案内

農業者の視点でお届けします

- ① 特徴のある週間新聞・・・解説に力点を置いた企画編集とニュース報道
 - ② 時代に鋭く斬り込む・・・農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに
 - ③ 経営に役立つ・・・実務情報と経営者マインド
 - ④ 喜びや悩みを共感できる・・・読者の心に訴え、ともに考える
 - ⑤ 読みやすく親しみやすい・・・老若男女が楽しく読める
- （毎週金曜日発行 購読料：月600円〔送料、税込み〕）



加入の申し込み、お問い合わせは農業委員会に！

～耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用して、 耕作放棄地を再生・利用しませんか～

耕作放棄地の再生作業や土づくり、施設等の補完整備を総合的に支援します。



【対策を実施するための条件及び対象農地】

- 土地所有者に代わり、耕作者が確保(見込みを含む)されていること
- 5年以上の耕作が見込まれること
- 農用地区域内で、町農業委員会が行っている調査で農地として利用すべき耕作放棄地であること

※麦や大豆などの戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者及び農用地区域外の農地も支援対象になります。



耕作放棄地の再生・利用を支援します!(国の支援策)

★農地の再生作業や土づくりをしよう



(刈払、抜根、整地、土壌改良等)

再生作業(土づくりを含む)に

- 一定以上の労力と費用が必要な場合 **5万円/10a**
- 荒廃が進み重機等が必要な場合 **補助率 1/2**

※2年目に土壌改良が必要な場合は 別途 2万5千円/10a



まんのう町
産業経済課



詳細な事業内容や取組方法については、
まんのう町産業経済課
☎0877-73-0105へご相談下さい。

農業者の皆さん、 老後の備えは万全ですか？



老後生活は、こんなに長い！

65歳からの
平均余命は・・・

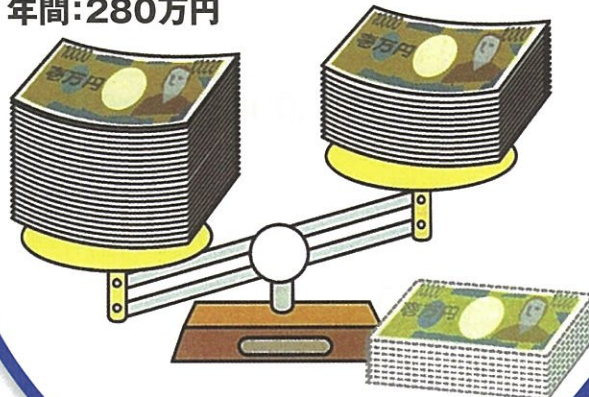


老後生活は、こんなにお金がかかる！

夫婦2人の場合

老後の家計費
年間：280万円

国民年金だけでは・・・
年間：157万円



年間：123万円
(1か月あたり約10万円)
不足

農業者年金は老後生活をがっちりサポート

農業者年金のメリット

- 少子・高齢時代に強い積立方式の年金！
- 終身年金で80歳までの保証付き！
- 支払った保険料は全額社会保険料控除！
- 要件を満たせば保険料に国庫補助も
(受給するには経営継承等が必要です)

公的年金
ならではの
税制上の
優遇措置

一定の要件を満たす方に月額最高1万円、
通算すると最大で216万円

加入 年齢	納付 期間	性別	試算年金額(年額)	
			保険料2万円	保険料3万円
20歳	40年	男性	66.1万円	99.1万円
		女性	57.0万円	85.5万円
30歳	30年	男性	46.5万円	69.7万円
		女性	40.1万円	60.2万円
40歳	20年	男性	29.1万円	43.7万円
		女性	25.1万円	37.7万円
50歳	10年	男性	13.7万円	20.5万円
		女性	11.8万円	17.7万円

(注) この試算は、65歳までの運用利回りが1.35%、65歳以降の予定利率が1.35%となった場合の試算です。運用利回り1.35%は制度発足以降の10年度間の運用利回りの平均です。
予定利率1.35%は、農林水産省告示(H24.4.1施行)により定められている率です。

○保険料支払いによる節税効果の試算(所得税・住民税)

税率	保険料の額が		
	月額2万円 (年額24万円)	月額5万円 (年額60万円)	月額6.7万円 (年額80.4万円)
15%の場合	36,000円	90,000円	120,600円
20%の場合	48,000円	120,000円	160,800円
30%の場合	72,000円	180,000円	241,200円

注) 各欄の金額が節税効果で、保険料支払後も適用される税率に変動がないものとして試算しています。

老後の備えは、
農業者年金で安心！

お問い合わせは
最寄りのJAまたは農業委員会におたずねください。